明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

埼玉県	蕨市	百分の十五
	狭山市　ふじみ野市	百分の十二
	新座市　桶川市　富士見市　鶴ヶ島市	百分の十
	北本市　八潮市　蓮田市　幸手市　吉川市　白岡市 入間郡三芳町　南埼玉郡宮代町　北葛飾郡松伏町　北足立郡伊奈町	百分の六
	日高市　入間郡毛呂山町	百分の三
千葉県	我孫子市	百分の十六
	習志野市	百分の十五
	八千代市　四街道市	百分の十
	鎌ヶ谷市　白井市　大網白里市	百分の六
	山武市　長生郡長柄町	百分の三
東京都	昭島市　小金井市	百分の十五
	東大和市	百分の十二
	東久留米市　羽村市	百分の六
神奈川県	逗子市	百分の十五
	海老名市　座間市	百分の十二
	伊勢原市	百分の十
	秦野市　綾瀬市　中郡大磯町	百分の六
富山県	中新川郡舟橋村	百分の三
山梨県	上野原市	百分の三
岐阜県	瑞穂市	百分の三
静岡県	裾野市	百分の十五
愛知県	日進市	百分の十六
	知立市　清須市　長久手市	百分の十
	稲沢市　東海市　大府市　尾張旭市　岩倉市　愛西市　北名古屋市 あま市　愛知郡東郷町　海部郡大治町　海部郡蟹江町	百分の六
	丹羽郡大口町　丹羽郡扶桑町　知多郡阿久比町　知多郡東浦町	百分の三
三重県	桑名郡木曽岬町　員弁郡東員町　三重郡菰野町　三重郡朝日町	百分の三
滋賀県	湖南市	百分の三

京都府	長岡京市	百分の十六
	八幡市　相楽郡精華町	百分の六
	城陽市　乙訓郡大山崎町	百分の三
大阪府	高石市　大阪狭山市	百分の十五
	松原市	百分の十二
	貝塚市　摂津市　四條畷市　三島郡島本町　豊能郡豊能町　泉北郡忠岡町 南河内郡河南町　南河内郡千早赤阪村	百分の六
兵庫県	高砂市　川西市	百分の十
	川辺郡猪名川町	百分の六
奈良県	生駒市　葛城市　生駒郡平群町　生駒郡三郷町　生駒郡斑鳩町　生駒 郡安堵町　北葛城郡上牧町　北葛城郡広陵町　北葛城郡河合町	百分の六
	御所市　磯城郡川西町　磯城郡三宅町　磯城郡田原本町	百分の三
広島県	安芸郡府中町	百分の六
香川県	木田郡三木町	百分の三
福岡県	大野城市　筑紫郡那珂川町　糟屋郡志免町	百分の六
	古賀市　糟屋郡篠栗町　糟屋郡須恵町　糟屋郡久山町	百分の三

備考　この表に掲げる名称は、平成二十七年四月一日における名称とし、この表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日における区域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（次項において「新基準法施行令」という。）の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

（平成三十年三月三十一日までの間における経過措置）

3　平成三十年三月三十一日までの間における新基準法施行令第一条の規定の適用については、同条中「同条第二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第十条の規定により読み替えて適用される一般職の職員の給与に関する法律第十一条の三第二項」と、「同条第一項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律第十一条の三第一項」とする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）